

大和国芝村藩の藩領と陣屋形態

The Domain and *Jinya* (Small-Castle) of Sibamura-Han in the Early Modern Yamato

土平 博*

Hiroshi Tsuchihira

I はじめに

(1) 問題の所在と目的

近世の大和における領主支配の特徴は、小大名の藩領や旗本領に細分されていたことのほか、幕府直轄領が多く、しかも寺社領・公家領もみられ、それらが錯綜していたことである。幕末まで存続した藩は、郡山、高取、小泉・芝村・新庄（のちに檇羅）・柳生・柳本の諸藩であったが、郡山・高取両藩を除くといずれも1万石程度の小藩であった。これらの小藩の政庁となったのが陣屋であった¹⁾。しかし、この陣屋という語は、①幕府の郡代・代官などの地方支配の役所、②大名で、家格上は国主・城主格でない者の居所、③高禄の旗本の居所、④大藩の重臣の居所、⑤藩の飛地領における地方支配の役所をさすほか、近世後期の蝦夷に防備を目的として構築された軍営をもさし、多義にわたっている²⁾。

さて、この分類によれば、小泉³⁾・芝村・新庄・柳生・柳本各藩の陣屋は②に該当する。そのほかに、奈良盆地内には③に該当する交代寄合平野氏の田原本陣屋⁴⁾を含む旗本諸氏の陣屋も点在した。陣屋には、②のような藩の家臣団が集住するタイプから、①のような代官や手代等の役人のみが詰めるタイプのものであり、陣屋や陣屋町の形態的な研究⁵⁾を進める上では、この点をあらかじめ踏まえておかねばならない⁶⁾。

さて、本稿では芝村藩の陣屋および陣屋町の形態を明らかにすることを第1の目的とするが、それ以前に陣屋の移転に伴った建設の過程についても触れたい。その方法として、まず、戒重村から芝村への陣屋移転の経緯、陣屋の縄張りから建設の過程を述べたうえで、陣屋と家臣団の集住する地区、町屋敷の地区を分析していく。なお、本稿を今後の陣屋および陣屋町の形態、藩領と陣屋の関係を解明するための事例報告として位置付けたい。

(2) 陣屋移転の諸例

慶長期に集中して各地で大規模な城が建てられ、いわば築城ラッシュがあった⁷⁾ことは周知である。ところが、元和期に入ると、一国一城令の影響を受けて築城や修築について幕府から

の厳しい統制があったことと絡み、それ以後、新規の築城は急減した。

ところが、陣屋は、城とは違い、近世を通じて設置・移転・廃止という措置が各地でみられた。これは、大名や旗本などの領主の所領配置と関係が深い⁹⁾。領主は、幕府より拝領する所領に応じて陣屋を設置したり、不要になれば廃止したり、ときには所領替等により陣屋を移転させたりしていた。このような現象が全国各地みられた背景には、陣屋の構築や修築に関して城のような厳しい統制がないことや、当然、土木面からみても城と比べて相対的に構築が容易であったことが考えられよう。

白峰⁹⁾は、陣屋移転の理由には、①所領が数カ国に分散していて、陣屋付の所領高が少ないために、領内で所領の多い他国の場所に陣屋を移転する、②焼失した陣屋を再建する際に、種々の理由により場所を移転する、③陣屋が低地に立地するため、水害を避けて移転する、④幕末の緊迫した状況下、より広い敷地に陣屋を移転する、などとしている。実際、陣屋の移転の際には、幕府の許可を得ている例が多い。宝暦12年に陣屋修築に関する規定が定められ、幕府の許可による修築が定着していくことになったが、それ以前にも陣屋の移転や修築については藩があらかじめ幕府にその許可を求めている例が報告されている。そのことは芝村藩についてもあてはまる。この分類にしたがうと、本稿で取り上げる芝村陣屋は①と③に近いといえよう。

Ⅱ 村明細帳からみた「陣屋」

城を持つ城持大名に対して、城を持たない大名は無城大名などと分類されている。そして、無城大名の居所を陣屋としていることは冒頭の分類でも記した。しかし、『武鑑』などのような幕府の公的な文書においては「陣屋」と表記されるのではなく「在所」と表記されている。当然、芝村藩織田氏の居所も「在所」と記されている。研究上、呼び方の違いであって、おおむね「陣屋」に統一している。それでは芝村藩の場合は同等に扱ってよいのであろうか。

史料上、「陣屋」と表記されるものに「差出（指出）明細帳」¹⁰⁾がある。そこで、芝村周辺の村々で作成された「差出（指出）明細帳」に記載された内容を検討してみたい。

各村の「差出明細帳」には、江戸、南都、堺等の遠方の都市のほか大和国内の城下や陣屋までの距離が列記されている。そのなかで、芝村の陣屋に関する表記のみを取り上げた（第1表）。芝村にある織田氏の居所を「御役所」または「御陣屋」としている。宝暦13年（1763）に作成された9村の「差出明細帳」によれば、「御役所」と表記するものが6村、「御陣屋」と表記するものが3村である。寛政4年（1792）では5村のうち「御役所」と表記するものが3村、「御陣屋」と表記するものが2村、さらに、文政7・9年では5村のうち、「御役所」と表記されるものではなく、「御陣屋」と表記されるものが3村、「御城下」と表記されるものが1村となっている。少ない事例であるが、年代が下るにしたがって、「御陣屋」と表記する事例が増加している。また、3カ年分の「差出明細帳」が残される辻村に限り注目してみると、「御役所」から「御陣屋」へ表記方法が変化している傾向がみられる。また、寛政4年の岩坂村の

第1表 差出明細帳による藩主居館の表記

村名	元号	西暦	史料名	記載内容
辻	宝曆13年	1763	指出明細帳	織田丹後守様御預り所芝村御役所江十老町
慈恩寺	宝曆13年	1763	指出明細帳	織田丹後守様御預り所芝村御役所様へ五里余
三輪	宝曆13年	1763	指出明細帳	当国御料御預り所芝村御役所江八町
前栽	宝曆13年	1763	指出明細帳	御料御預り所織田丹後守様御役所式上郡芝村へ三里
小田中	宝曆13年	1763	指上明細帳	当国御領御預り所織田丹後守殿御陣屋式上郡芝村へ三里
西井戸堂	宝曆13年	1763	指出明細帳	御料御役所式上郡芝村江式里
東井戸堂	宝曆13年	1763	指出明細帳控	当国御領御預り所織田丹後守様御陣屋式上郡芝村江式里
吉田	宝曆13年	1763	差出明細帳	当国御料御役所織田丹後守様御陣屋式上郡芝村江式里
渋谷	宝曆13年	1763	指出明細帳控	織田丹後守様御預り所芝村御役所江式十町
辻	寛政4年	1792	御取箇和并明細帳写	織田丹後守様御預り所芝村御役所江十一町
岩坂	寛政4年	1792	指出明細帳	* 御料芝村御役所江老里半
狛	寛政4年	1792	差上明細帳	当国御料芝村御役所江老里半
杉本	寛政4年	1792	指出明細帳	当国御預り所織田筑前守様御陣屋芝村へ式里半
九条	寛政4年	1792	差出明細帳	当国御料御預り所織田豊前守様御陣屋式上郡芝村江式里
小田中	文政7年	1824	指出明細帳	当国織田筑前守様御陣屋下芝村へ式里半余
東井戸堂	文政7年	1824	差出明細帳	当国織田左衛門佐様御陣屋式上郡芝村江式里
長柄	文政7年	1824	指出明細帳控	当国織田左衛門佐様御陣屋式上郡芝村江老里半
辻	文政9年	1826	明細帳	織田左衛門様御陣屋芝村江十一丁
檜垣(南方)	文政9年	1826	差出明細帳	織田左衛門佐様御陣屋式上郡芝村江式拾五町
田	不明		明細帳	当国織田豊前守様御陣屋芝村江式里

注) * (貼紙) 当国織田豊前守御陣屋芝村江老里半

史料) 芝村周辺村の指出(差出)明細帳による。

「指出明細帳」では「御役所」と記述された上に貼紙によって「御陣屋」と表記され、その表記の変化がみられる。

近世の農書である「地方凡例録」¹¹⁾の陣屋敷地引に関する項目において、代官・領主・地頭の役人が詰めて用事を取り捌く役所を「陣屋」と称し、その敷地に宛られる場合は、村高からその敷地相当分の高を差し引き、その敷地が不要になれば、その高を戻すこととする、とある。

芝村藩に関する断片的な史料からの判断にすぎないが、近世の「陣屋」とは村方からみた領主の居所の呼称ではなかったか。明治時代になって作成された旧幕府関係の史料類に「陣屋」と記されるようになった。それが研究上「陣屋」という語として定着している。

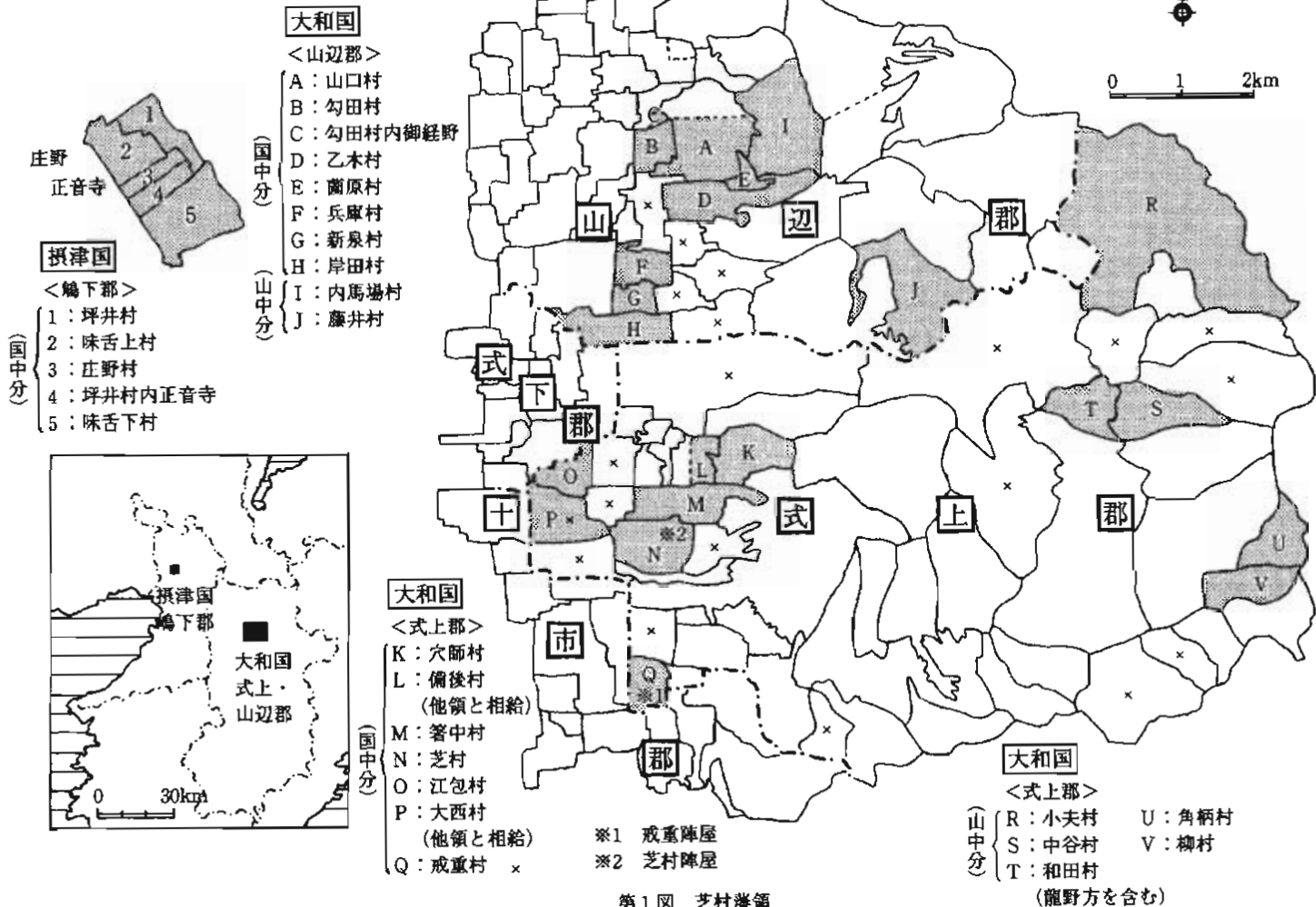
Ⅲ 芝村藩領と陣屋の位置

(1) 芝村藩の藩領

延享2年(1745)の「御私領御取箇帳」¹²⁾によると(第1図)、芝村藩領は、大和国内7,851石9斗4升3合(本村21村・枝村2村、合計23村)、摂津国内2,148石5升7合(本村4村・枝村1村、合計5村)の合計1万石であった。石高からみると、藩領の約8割が大和国内、残り2割が摂津国内にあった。一方では、大和国6,041石4斗3升4合(本村14村・枝村1村、合計15村)および摂津国2,148石5升7合(本村4村・枝村1村、合計5村)を國中分とし、奈良盆地の東にあたる山間部の1,450石5升7合(本村7村・枝村1村、合計8村)を山中分としていた。

前掲の史料よりも後に作成されたと考えられる「大和国摂津国之内領知郷村高辻帳」¹³⁾でも大和国内7,851石9斗4升3合、摂津国2,148石5升7合となっている。

さらに大和国内の藩領をマイクロなレベルでみると、式上郡内の平坦部に位置する穴師・備後・



第1図 芝村落領

注) xは柳本藩領

史料「御私領御取箇帳」(延享2年)

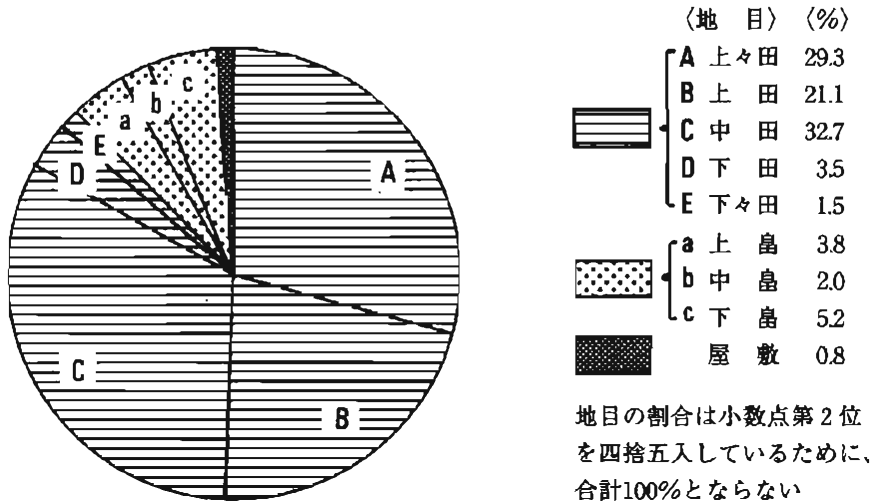
箸中・岩田（芝）・大西・江包各村の地域、山辺郡内の平坦部に位置する内馬場・山口・御経野・勾田・藺原・乙木・兵庫・新泉・岸田各村の地域、式上郡内の山間部に位置する小夫をはじめとする数カ村の地域に分かれ、藩領はやや分散傾向にあった（第1図参照）。このような特徴的な藩領が形成された要因は、芝村藩の前身となる戒重藩の藩領形成時にあった。戒重藩祖となる織田長政は織田有楽斎の4男であった。有楽斎は大和・摂津国内の3万石を領していたが、後に自らの隠居料1万石を残して、4男長政と5男尚長にそれぞれ分知した。これにより、1つの領域に同族関係の2つの小藩が成立した。陣屋を、長政は戒重村に、尚長は柳本村にそれぞれ置いた。戒重陣屋と柳本陣屋の距離は近く、しかも藩領が錯綜するような状態となった。また、摂津国内2,148石余が戒重藩領となったのは、もとは織田有楽斎の領地であったことによる。この時点で確定した戒重藩領域は、陣屋の移転後、改名した芝村藩でも藩領として引き継がれ、幕末に至った。

戒重藩の陣屋が置かれた戒重村の位置は藩領の南端にあり、周囲は他領に囲まれ、1村が飛地のようになっていた。陣屋の敷地選定にあたって、戒重村は藩領統治の点からみると決して良い位置条件とはいえなかったが、それ以上に、水堀や土塁を残した戒重氏の中世城郭を利用するという土木工事面の条件を優先させたものとみられる。

戒重藩は分散する領地のほかに、幕府直轄地を預かっていた。陣屋を芝村へ移転させる直前の元文2年（1737）には、大和・摂津領国で1万3,000石余を預かっていた。陣屋が芝村（岩田村）へ移転した直後の延享3年（1746）には、預領の総高は8万9,076石余（添上郡9村、平群郡28村、葛上郡23村、葛下郡11村、忍海郡2村、高市郡12村、十市郡18村、山辺郡10村、式上郡11村、式下郡10村、宇陀郡42村、吉野郡広橋組58村、同郡下市組30村、同郡阿賀飯貝北山組10村、同郡桧垣本田原木津組21村、宇智郡16村）に急増した。8代藩主長教の時には、さらに加増されて、その総高は9万3,430石余になっていた。安永7年（1778）7月になると、幕府代官角倉与一（2万1,420石余）や木村宗右衛門（2万0,453石余）に引渡したために預領の総高は減少し、5万5,159石余となった。寛政6年（1794）には預領の役人の不正が発覚したことを契機に、預領はすべて幕府に召し上げられるようになった。しかし約60年間、幕府直轄領を幕府より預かったことが、藩の財政を豊かにする要因となったものと考えられる。

（2）陣屋縄張り前の岩田村

まだ、戒重村に陣屋が置かれていた時には、後に移転先となる岩田村（後の芝村）は農業的色彩の強い村落であったと考えられる。陣屋が構築される前の岩田村の地目別割合について、文化年間に写された「文禄検地帳」¹⁴⁾によりみておきたい（第2図）。岩田村の田畑屋敷を合わせた全面積は71町3反3畝であった。地目別の比率は、上々田29.3%、上田21.2%、中田32.7%、下田3.5%、下々田1.5%、上畠3.8%、中畠2.0%、下畠5.2%、屋敷0.8%であった。田地率が88.2%と高い反面、畑地率が低かった。また屋敷率がきわめて低いことから大きな集落は形成されていなかったと考えられる。村高は984石5斗7升と高く、奈良盆地の村々にあっ



第2図 岩田村における地目別の面積割合
資料) 文禄4年検地帳(文化5年写)

ては上位にあった。村内を南北に上街道が貫いていたことが、後に街村状の集落を発達させる要因ともなり、さらには陣屋構築の選定理由の一つになったとも考えられ、その結果として農村的色彩の強かった一村落に大きな変化をもたらすこととなった。

IV 戒重村からの陣屋移転

陣屋が岩田村に建設される以前には戒重村にあった。陣屋を戒重村から岩田村(後に芝村と改称)へ移すにあたって、老中小笠原佐渡守へ伺いをたてた史料が残される。

「宝永元甲申年四月五日朝小笠原佐渡守へ御持参之扣

私在所和州城上郡之内戒重村ニ御座候、此村高式百八拾石余之所ニ御座候、四方共ニ他領ニ而私領分之内一村離候而有之候、右戒重より北方凡廿町程隔り、岩田村と申高九百八拾石余之領知御座候而、領統も有之候、私居所戒重江領分より不限昼夜用事を弁往還仕候ニ者多分北の方より通路仕用事弁申候、然処右岩田村と戒重之間あぜ道ニ而事之外細々人馬通路難儀仕候、風雨雪降之節別而難儀仕候、其上川も御座候、然共私領内に而無御座候故、道橋等之儀可仕様無御座候、依之常々家来之者共并百姓又者他所之輩迄事之外難儀迷惑仕候、右之趣御座候付奉願不苦儀思召候者、右岩田村江私居所替申度存候、然共私儀ニ候得者、尤早速ニハ中々難仕候故、年重候而往々岩田村江住居仕候様ニ奉願候、此儀祖父豊前守存寄罷在候処、無程致病死、悴主殿幼少ニ而跡目相統被仰付候、主殿儀病身ニ而引籠罷在、在所江も不参、旁其儀ニ罷成来候間、此度右之儀奉窺候、何分ニも可然様御差因奉願候、以上

四月五日

織田内匠¹⁵⁾

この時点での陣屋移転の理由は、陣屋のある戒重村は四方が他領であり、私領から離れているために不便であるから、領続きである岩田村へ移転させたいというものであった。Ⅲで述べたような藩領の分布的特徴からみると、戒重陣屋による藩領支配は何かと不便であったことを伺い知り得る。このことは、幕府へ差し出した公的な理由とされるが、このほかに、戒重村の陣屋では手狭になってきたのと同時に家中屋敷の拡大が難しかったこと、この場所が土地条件として低地陰湿であったのに対して、岩田村が上街道沿いの高燥な地であったことが背景にあったと考えられる。

この伺いに対して、同月 11 日に幕府から「岩田村江居所被替度之由委細書付之趣各江も相達候、可被致勝手次第候」¹⁶⁾との指示が出て、陣屋移転は、認められた。

また、陣屋構築の規模について、同月 29 日に藩主織田長清は小笠原佐渡守まで指示を仰いでいる。

「一、是迄之居所之廻り二三間又者四五間斗之堀長之候、然共尤堀斗ニ石垣などハ無御座候、此度之居所ニも右之幅より少も不広候程之溝ニ而も仕度存候、悉ク囲ハ得不仕候ニ付、野山江地続ニ而候得者、セめて是程之儀無御座候而者盗人など自由ニ入難儀仕候故、右之間より少も不広ラ溝を仕度存候」

「二、屋敷長屋下など土持あしき所ハ、少々土留之石垣仕度存候」¹⁷⁾

基本的には戒重村の陣屋と同等の規模に構築をしたいというものであった。

翌宝永 2 年 (1705) 5 月 9 日に持田新兵衛が縄張り役を命ぜられた。藩は陣屋の敷地として、村高の 7 町 6 反余 (高にして 115 高余) の田畑を村方から借り上げた。縄張りも完成し、宝永 3 年 (1706) 9 月 7 日に地祭が行われた。ところが、享保 7 年 (1722) には、藩主長清が死去し、その後の藩主長弘・長亮は病弱で若死にしたうえに、江戸屋敷の類焼によって藩財政が逼迫したことによって陣屋の移転計画は一時中断となった。

再び陣屋移転の計画が持ち上がったのは 7 代藩主輔宜の時であった。前述のように、私的な藩領に加え、公的な幕府直轄領を預かることによって藩の財力が向上し、このことが陣屋移転の契機となったと考えられよう。

寛保 2 年 (1742) 9 月 23 日には御殿 (陣屋) が完成、その後も家中屋敷が整備され、延享 2 年 (1745) 閏 12 月 12 日に陣屋を戒重村から芝村に移した。総面積は 8 町 2 反 2 畝 9 歩 3 厘 7 毛、そのうち、御殿は 1 町 2 反 3 畝 29 歩 3 厘、家中屋敷 3 町 1 畝 26 歩 8 厘であった。戒重陣屋の総地面積が 6 町 7 反余りであったことから比較すると、総面積は拡大している。幕府へは芝村陣屋を戒重陣屋と同等の規模にするように願ひ出たが、実際には拡張しており、家中屋敷の手狭さという問題をうまく解決したといえよう。このような点からも、陣屋の構築や修築に関する幕府の統制の緩やかさを伺い知り得る。

V 芝村陣屋の形態

(1) 陣屋と侍屋敷地区の配置

芝村陣屋を描いた図面は「大三輪町史」¹⁸⁾に掲載される2種類のものがある。そこで、この2種類を対照させながら「土地異動訂正地図大字芝」¹⁹⁾と照合し、1:2500 桜井市都市計画図上に復原した、この復原に基づいて、陣屋・侍屋敷地区の配置について検討してみたい(第3図)。同町史掲載の「芝村藩陣屋の図」²⁰⁾は、描写内容からみて少なくとも廃藩置県の明治4年頃を遡ることはできない図である。明治期になり屋敷地配置などに変化があったと思われるが、陣屋や侍屋敷地区の基本的な形態はそれぞれ機能していた時と大きな違いはないものと考えられる。したがって、この図は当時の形態を分析するための重要な資料となる。

この図に記される旧知事第宅跡および公廨の範囲が陣屋に相当するものとみてよい。その面積は1町2反3畝29歩余であり、復原図上で測定した値とほぼ一致する。この場所の小字名は「臺ノ内」である。この場所は標高76～77mで、周囲と比べて台状のように高くなっていて、現在、織田小学校の敷地となっている(写真1)。

この陣屋の周辺に家臣団の屋敷地が隣接している。特に陣屋の南側に隣接する屋敷地の区画は大きく、上級武士の屋敷地と推定できる。この付近の標高74～75mで陣屋の場所に次いで高い。陣屋とこの区域の高低差は1～2mである。陣屋とこれらの屋敷地を囲むように北・東・南に水堀、北西には弁天池がある(写真2)。それが一連となっており、その内側は外側と隔絶した構造をなしている。水堀や池で囲まれた内側が郭と想定できる部分であろう。この郭の内外を出入りする箇所には門が設けられていた。さらに、家臣



写真1 芝村陣屋跡地の織田小学校



写真2 侍屋敷地区南端の水堀

団の屋敷地は郭外の西側に展開している。この付近の標高は73～74 mである。上街道へ通じる1本の幅の広い道路が通されており、この付近の小字名は「大手脇」である。この道路を基軸に南北に中・下級と想定できる武士団の屋敷地が区割りされている。ちなみに、「分限帳」²⁹⁾によって家臣団構成をみると、200石以上1名、100石以上200石未満7名、50石以上100



写真3 陣屋西側に隣接する稲荷社

石未満28名、50石未満57名、他5名となっている³⁰⁾。この東西の道路と上街道が交わる箇所に門が設けられていることからみて、侍屋敷地区と町屋敷地区の境はここにあるとみてよい。

「芝村陣屋図」²⁹⁾と照らし合わせてみると、家臣団の屋敷地割やその数に異なる部分もあるが、基本的な道路形態は同じである。また、これらの地割は、現在でもかなり踏襲されている。前図に描写される旧知事第宅跡および公廩にあたる部分が本図では御上屋敷と表記されている。その南側に会所・御用所がみられるほか、上級武士クラスとみられる屋敷地が配置されている。両図には陣屋の西側に稲荷社が描かれている。これも現存する(写真3)。陣屋に隣接して稲荷社が置かれている例は他にも多く見られる。稲荷社との関係については、今後の研究成果を待って論じるべきであろうが、家臣団の崇拜の場として稲荷社を陣屋の脇ともいえるべき重要な位置に置いたのかもしれない。その意味からすると、稲荷社は侍屋敷地区などとともに、陣屋の構成部位の1つと想定できるのかもしれない。

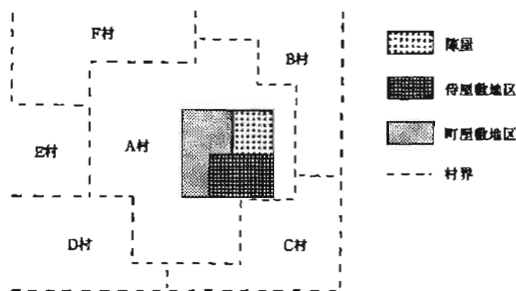
(2) 町屋敷地区

町屋敷地区は上街道に沿って南北の列状にならぶ街村形態の集落である(写真4)。その長さは約600 mにおよぶ。小字名で見ると、北から順に「北口」、「モロセ」、「南垣内」、「的場」、「ミセノマエ」、「センジュウ」、「ゼンコウジ」、「ウマダシ」が相当する。その西側に「西垣内」とする小字名がみられるが、陣屋の縄張りをはじめる前からこの



写真4 街村形態をとる町屋敷地区の景観

付近に屋敷があったとされる。陣屋の縄張りに伴って、集落形態に何らかの影響があったものと推定できるが、上街道沿いの街村景観をもつ集落とは起源を異にすることになる。現在ではこれらが一体となっているが、上街道沿いに屋敷地の配置やその間口方向が整然としている街村状の集落と比べると景観上やや異なる点に注目しておきたい。



第4図 陣屋・陣屋町と村領域の関係

さて、上街道に沿った屋敷地は、この道路に沿って間口をもち、東西方向に奥行をもつ。この南北に長い町屋敷地区は、北端で標高77m、南端で70mと北から南へ低くなっている。芝村の町屋敷地区は寛政期には戸数400軒にも達し、人口1500から1600人を数えるようになった²⁴。しかし、これらの集落内部をいくつかの町に分割するようなことはしていなかった。呼称として東組と西組に分けられていたが、地区による区分ではなく、家による区分であったために両者は錯綜していた。町屋敷地区が比較的小規模であったことは町割の必然性を失っていたのかもしれないがこの点では都市として未成熟であったといえよう。

これらの町屋敷地区は藩が行政単位として公式に「町」とした場所ではなく、あくまでも芝村内に属していたので独立した集落ではなかった。第4図に示した模式図のように、陣屋およびそれに隣接した侍屋敷地区や町屋敷地区は一体となって陣屋町を形成しているが、あくまでも1村(複数の村落にまたがる場合もある)内に形成された特殊な集落であった。

芝村の場合、城下町のように複数の寺によって列状や塊状をなす寺町のようなものはみられない。したがって、陣屋構築の際、寺の配置も含めたプランはなかったものと考えられる。町屋敷地の西側に隣接して、文明2年(1470)開基とされる曹洞宗慶田寺が「DOI前」の西側にある(写真5)。この寺の位置からみても、陣屋が縄張りされる以前にも「西垣内」付近に集落があった可能性は高い。さらに陣屋・侍屋敷地区・町屋敷地区・慶田寺の連続的な配置の点からみると、陣屋・一部の侍屋敷地区を核として、残りの侍屋敷地区および町屋敷地区を連結させ、さらには既存の慶田寺を含めた陣屋建設の計画が練られていたのではなかろうか。



写真5 陣屋の南門(現慶田寺山門)

VI おわりに

芝村陣屋は、藩領とその拠点となる陣屋の位置関係から移転問題が持ち上がった例であり、また、江戸時代中期に新規に構築された小藩の陣屋の典型ともいえよう。その移転の際、あらかじめ幕府に許可を得ている過程をみると、あくまでも許可の範囲でその実行は可能であったといえよう。武家諸法度によって城の修築等について厳しく統制されていた城持大名と比べると、無城大名はその政庁となる陣屋構築や修築については統制が緩やかであったとみてよい。

城持大名が幕府から拝領する所領は、基本的に城を中心とした所領形態となるが、無城大名の場合、それらの隙間に所領を拝領することが多く、その所領に適した場所に陣屋を構築していた。それが近世を通じて全国各地で多くみられる陣屋の設置・移転・廃止という現象であった。この問題については稿を改めたい。

無城大名がもつ小藩の陣屋は、陣屋および一部の侍屋敷地区を核としながらそれに付帯する町屋敷地区が一体化して陣屋町を形成していた。その構造は小規模でありながらも城下町の構造と類似している。たとえ1万石クラスの小藩といえども、藩主の在地、家臣団の集住、領内における商業活動の推進や統制などの諸条件が、城持大名と同様であったために、自ずとして形態は類似することになる。しかし、芝村の場合、町屋敷地区は街村的集落（村落）としての形成および発達を示唆しており、また、町割が行われていないことから都市としての未成熟さを感じさせる。このことは藩の政策上にとどまらず周辺村落における町場の形成や発達と関わっているのかもしれない。

〔付記〕

本稿は、平成11年度奈良大学研究助成による成果の一部である。なお、この成果の投稿に伴って、平成13年度人文地理学会大会（於：神戸大学）で口頭発表を行う。

〔注〕

- 1) 大和の近世城郭や陣屋を紹介したものとして、海津栄太郎『大和の近世城郭と陣屋』関西城郭研究会、1976、がある。
- 2) 土平博「陣屋と陣屋町」（橋本征治編『人文地理の広場』大明堂2001）138頁。
- 3) 米田藤博「小藩陣屋町「大和小泉」について」地理学報（大阪教育大学）33、1998、1～33頁
- 4) ①山崎俊郎「近世・近代における田原本の歴史地理学的考察－小林家文書を中心として－」追手門学院大学文学部紀要4、1970、39～66頁、②土平博「大和国田原本陣屋町の地域構造」歴史地理学155、1991、1～21頁。
- 5) 陣屋および陣屋町の復原からその形態や構造を分析しようとしたものとして、①大越勝秋「泉州伯太陣屋村の研究」地理学評論35-9、1962、31～39頁、②前掲4)①、③中林保「近世鳥取藩の陣屋町」人文地理26-4、1974、86～102頁、④矢野司郎「陣屋町の形態と構造について－近江高島郡大津陣屋の場合－」歴史地理学紀要31、1989、154頁、⑤前掲4)②があるほか、米田藤博による小藩の武家

- 屋敷跡地の現況を中心にした一連の報告として、⑥「小藩陣屋町における武士地の現況－播州三日月の場合－」大阪教育大学地理教育研究紀要4、1995、33～42頁、⑦「小藩陣屋町における武士地の現況－播州林田藩の場合－」パイオニア52、1996、1～10頁、⑧「小藩陣屋町における武家地の現況－播州山崎藩の場合－」地理学報31、1996、35～47頁、⑨「小藩陣屋町における武家地の現況－江州大溝藩の場合－」パイオニア53、1997、1～17頁、⑩「小藩陣屋町の現況－丹波山家藩の場合－」パイオニア54、13～20頁、1997、⑪「小藩陣屋町の現況－丹波栢原藩の場合－」大阪教育大学地理教育研究紀要5、1997、16～29頁、⑫前掲2）、⑬「小藩陣屋町の現況－安志藩の場合－」パイオニア55、1998、13～24頁、⑭「小藩陣屋町「備中庭瀬」について」パイオニア59、1999、8～18頁、⑮「旗本交代寄合席表御礼衆戸川氏の「備中撫川陣屋」について」パイオニア60、1999、14～19頁がある。
- 6) 近年、陣屋町の形態や景観に関わる研究の問題点について述べたものとして、渡邊秀一の①「小城下町研究の問題点と可能性」立命館地理学9、1997、55～66頁、②「山間小城下町の地域構造－備中国川上郡成羽の場合－」歴史地理学40-3(189)、1998、23～41頁、③「江戸時代初期の成羽の町屋地区－とくに古町の形成時期をめぐって－」立命館地理学10、1998、23～36頁の報告がある。
 - 7) 中部よし子「城下町（記録都市生活史9）」柳原書店、1978、101～108頁。
 - 8) 土平博「近世における藩の飛地領と陣屋－美作国・越後国・陸奥国を事例として」（関西大学文学部地理学教室編「地理学の諸相」大明堂）、1978、128～147頁。このなかでは、飛地領に置かれた陣屋を取り上げて、設置・移転・廃止の一連の動きを明らかにした。
 - 9) 白峰旬「日本近世城郭史の研究」校倉書房、1998、231～251頁。
 - 10) ここでは、天理市史編集委員会編「天理市史 史料編第3巻」天理市、1977および桜井市史編集委員会編「桜井市史 史料編下巻」桜井市、1981に掲載されるものを挙げた。
 - 11) 大石慎三郎校訂「地方凡例録 下巻」（日本史料選書4）近藤出版社、1989（第1刷、1969）、6～7頁。
 - 12) 「延享二年十一月御私領御取管帳」（桜井市史編集委員会編「桜井市史 史料編上巻」桜井市、1981、367～370頁）。
 - 13) 「大和国摂津国之内領知郷村高辻帳」（桜井市史編集委員会編「桜井市史 史料編上巻」桜井市、1981、479～481頁）。
 - 14) 「文祿検地帳（文化5年写）」（桜井市史編集委員会編「桜井市史 史料編下巻」桜井市、1981、835～836頁）。
 - 15) 桜井市史編集委員会編「桜井市史 史料編上巻」桜井市、1981、359頁。
 - 16) 前掲15) 360頁。
 - 17) 前掲15)。
 - 18) 大三輪町史編集委員会「大三輪町史」大三輪町、1959。
 - 19) 桜井市役所税務課所蔵
 - 20) 前掲18) 252頁。
 - 21) 「大和芝村藩分限帳」（前掲13）、476～478頁。
 - 22) 米田藤博「幕末における1万石大名の家臣団について－近畿地方を例として－」関西地理学研究会第58号、1999、16～22頁において、芝村藩を含むいくつかの小藩を比較しながら家臣団構成について述べられている。
 - 23) 前掲18) 口絵写真
 - 24) 桜井市史編集委員会編「桜井市史 上巻」桜井市、1979、248頁。

平成13年9月7日原稿受理 *文学部